

## 鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱

制 定 平成26年4月1日付第201300206510号  
最終改正 令和8年3月30日付第202500303850号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取梨生産振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、梨の生産振興について、緊急的に防災・減災対策を強化し、本県オリジナル品種「新甘泉」等の優良品種の生産拡大と合わせて、本県梨産地の強化に不可欠な基幹品種「二十世紀」について、栽培面積の減少傾向からの脱却、面積維持・拡大への転換を図るため、高齢化に対応する機械の共同利用、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給、戦略的な出荷による価格安定など攻めの対策を実施し、鳥取県梨産地の活性化を目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- (1) 対象事業のうち「新甘泉等」特別対策事業の育成促進対策及び苗木供給対策、ジョイント栽培拡大事業の育成促進対策、育苗開始支援対策及び新技術・新品種実証モデル事業並びに果実緊急価格安定対策事業については、対応する別表1の第2欄に掲げる者
  - (2) 対象事業のうち気象災害に強い施設整備事業、「新甘泉等」特別対策事業及びジョイント栽培拡大事業の生産基盤整備対策、育苗委託促進対策、低コスト・体制強化事業については、対応する別表1の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表1の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）又は同欄に定める額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が

5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 第3条第1項第2号に規定する市町村の長（以下単に「市町村長」という。）は、同号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業に係る別表1の第7欄に定める変更

（2）間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じ

た内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた対象事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた対象事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第様式第3号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、対象事業により補助事業者又は間接補助事業者が取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入があつたことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示した

ときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、「新甘泉等」特別対策事業の苗木供給対策、果実緊急価格安定対策事業並びにジョイント栽培拡大事業の育苗開始支援対策及び新技術等実証モデル事業にあつては、農業振興局生産振興課長に、その他の事業にあつては、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月2日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年8月20日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年9月8日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月30日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 奨励金・補助率			7 間接補助事業の重要な変更	
細事業	内容									
気象災害に強い施設整備事業	防災・減災対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	高機能を有する多目的防災網への更新に係る経費	第6欄の率	市町村	1/3 (上限300千円/10a)			補助金の増額 事業内容の追加	
			防風ネットの更新に係る経費			1/3 (上限90千円/10a)				
「新甘泉等」特別対策事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費	第6欄の率	市町村	別表2の1及び2以外の取組	別表2の1の取組	別表2の2の取組		
			新植※(2)			抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及びジョイント仕立ての特許料等に係る経費	2/3	2/3 ※(4)		3/4 ※(4)
			改植(全面改植の場合)※(2)				1/2			
			改植(既存樹の間植えの場合)※(2)							
			ハウス整備(品種は二十世紀、別表2の2の取組に限り対象)							2/3
			高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び王秋・甘太の自家増殖の許諾料等に係る経費(二十世紀を除く。)、かん水施設、排水施設、園内道、網かけ施設※(2)、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費				1/2 (ただし、新植・全面改植※(3)による果樹棚及び網かけ施設の整備並びに共同利用による王秋の土壌改良機械の導入は2/3)	(1/2)※(5)		1/4 (3/4)※(5)
			果樹棚の整備※(2)に係る経費					(2/3)※(5)		(3/4)※(5)
			防除用機械、王秋の土壌改良機械の導入に係る経費							3/4
			パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費							
			育成促進対策			市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交付するのに要する経費			
苗木供給対策	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	苗木及びジョイント用苗の供給が不足しないように予備の苗木及びジョイント用苗の確保に要する費用(確保した苗木が売れ残った場合の損金を含む)			10/10					

ジョイント栽培 拡大事業	生産基盤整備 対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費		第6欄の 率	市町村	別表2の1及び2以外 の取組	別表2の 1の取組	別表2の2の取組
			新植	抜根、伐採、整地、土壌改良、 土壌消毒、苗木代及びジョイ ント仕立ての特許料等に係る 経費			1/2	1/2 ※(4)	2/3 ※(4)
			改植(全面改植の場合)						
			改植(既存樹の間植えの場 合)				1/3		
			高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び農研機構の登録 品種の自家増殖の許諾料等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、網かけ施設、防風施設、防 霜対策設備の整備に係る経費				1/3 (ただし、新植・全面 改植※3)による果 樹棚及び網かけ施設 の整備は1/2)	(1/2)※(5)	1/6 (2/3)※(5)
			果樹棚の整備に係る経費					(1/2)※(5)	(2/3)※(5)
			防除用機械の導入に係る経費						2/3
パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費									
育成促進対策	市町村		新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交 付するのに要する経費			1/2			
育苗委託促進 対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者		ジョイント仕立て用2年生大苗の育苗を外部委託する際の経費	第6欄の 率	市町村	2/3			
育苗開始支援 対策(試作助成 金)	全国農業協同組合連合 会鳥取県本部		新規にジョイント2年生大苗育苗の試作を行った者に育苗経費相 当の助成金を交付するのに要する経費					苗1本につき5,300円	
育苗開始支援 対策(予備苗確 保助成金)	全国農業協同組合連合 会鳥取県本部		育苗委託中の苗の枯死や生育不良に備えて予備の2年生大苗の 確保を行った者に育苗経費相当の助成金を交付するのに要する 経費					苗1本につき5,300円	
育苗開始支援 対策(施設等整 備)	苗木業者 山林樹苗協同組合 農業協同組合 生産組織 農業公社		ジョイント栽培用専用大苗を新規に増産する業者がやぐら等育苗 施設、かん水施設を設置したり、育苗資材(防草シート等)を購入 する経費			2/3			
新技術等実証 モデル事業	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者		ジョイント栽培の新技術やジョイント栽培が未普及の品種のモデル 園を設置する経費					10/10 (但し上限400千円/箇所)	

低コスト・体制強化事業		農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	スピードスプレーヤ、モア及び別に定める機械の導入に係る経費 機械導入に伴って必要となる園内道の整備に係る経費	第6欄の率	市町村	1/3
果実緊急価格安定対策事業	戦略的出荷調整支援対策	一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	1 災害対応、価格急落回避など出荷調整のため、低温貯蔵庫に保管する場合の貯蔵費補てんに係る経費 2 入出庫時の収支差補てんに係る経費(ただし、300円/10kgを上限とする)			1/2
	国内出荷数量確保対策		1 需給調整による価格安定及び売り場確保のため、関東市場及び九州市場へ出荷する場合の運賃補てんに係る経費			
	輸出促進数量確保対策		1 輸出ニーズに対応するため、低温貯蔵庫等に保管する場合の貯蔵費補てんに係る経費 2 検疫強化に伴う検査不合格時の出荷収支差等の補てんに係る経費			

※(1)補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。また、ジョイント栽培拡大事業の育苗委託促進対策については要領第3の(7)のウのとおりとする。

※(2)二十世紀は要領第3の(2)のイの(ア)の栽培に限り対象とする。

※(3)間植えによる改植や高接ぎ更新であっても、果樹棚及び網掛け施設の整備時に対象品種への転換が完了している場合は全面改植とみなす。

※(4)要綱第3条の1の(2)に該当する補助金については、別表2の1の国事業により交付される額(新植、全面改植については定額)を差し引いた額とする。但し、計算は生産者ごとに行うものとし、各生産者に対する補助金額を国事業により交付される額が上回る場合は、その生産者に補助金は交付しないものとする。

※(5)( )内の補助率から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

別表2

取組内容	
1 国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所管する国事業(果樹経営支援対策事業等)により新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、かん水施設、排水施設、園内道、果樹棚、網かけ施設、防風施設及び防霜ファンを整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	梨栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 ただし、新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、果樹棚、網かけ施設、かん水施設、排水施設及び園内道の整備にあっては、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とする。なお、果樹棚の整備が国事業の補助対象とならない場合であっても、本取組の対象として取り扱うものとする。果樹棚及び網かけ施設の整備並びに防除用機械の導入にあっては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。

別表3

品目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新
なし	200,000	106,000	106,000

様式第1号(第4条、第10条関係)

年度鳥取梨生産振興事業計画  
及び収支予算(事業報告及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

細事業毎に別紙1～5のとおり

第3 事業費の内訳

対象事業	事業費	負担区分				備考
		県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	円	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	0	

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金 市町村費 基金協会補助金 事業実施主体	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注が困難である場合の理由(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)

第7 他の補助金の活用の有無(有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

第8 生産者の事業実施主体の要件

※別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等のいずれかを記載してください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1又は別記76若しくは別紙1のとおりと記載し、該当する備考欄に記載してください。

第9 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1又は別記76若しくは別紙1のとおりと記載し、該当する備考欄に記載してください。

別紙1(気象災害に強い施設整備事業)

事業の内容

1 防災・減災対策

事業実施主体名	
---------	--

(1) 高機能を有する多目的防災網への更新

多目的防災網の規格			地域名	生産者名	果樹園所在地	品目・主な品種	面積	事業費	備考
目合い	糸の太さ	重量							
mm	dtex	g/m <sup>2</sup>					a	円	
(記載例) 6×6、角	500×500	85	〇〇	〇〇〇〇	〇〇123-1	日本なし新甘泉	15	600,000	一般課税事業者
計							15	600,000	

(2) 防風ネットの更新

地域名	生産者名	果樹園所在地	品目・主な品種	面積	事業費	備考
				a	円	

2 添付資料

- (1) 多目的防災網のカタログ等:規格が分かるもの(上記(1)のみ)
- (2) 位置図 :任意様式
- (3) 費用の根拠資料及び図面:任意様式
- (4) 現況写真(又は完成写真)
- (5) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)

<p><b>※留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的防災網の規格について、目合いは縦・横の長さ、角目又はバツ目、糸の太さは縦糸・横糸、重量は1㎡当たりのグラム重量を記載すること(記載例:順に6×6、角、500×500、85)。</li> <li>・消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。 ※様式第1号に記載した場合は、不要。</li> <li>・生産者の事業実施主体の要件(別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)を備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。</li> </ul>
--

別紙2(「新甘泉等」特別対策事業)

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名									
区分	受益		施工箇所数・台数	事業費	負担区分				備考
	戸数	面積			県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	戸	a	カ所・台	円	円	円	円	円	
(1)国事業の取組									
・新植									県・協会2/3
・改植(全面)									県・協会2/3
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)やらいや果樹園整備の取組									
・新植									県・協会3/4
・改植(全面)									県・協会3/4
・高接ぎ一挙更新									県1/4協会1/2
・かん水施設									県1/4協会1/2
・排水施設									県1/4協会1/2
・園内道									県1/4協会1/2
・果樹棚									県・協会3/4
・網かけ施設									県・協会3/4
・ハウス施設(二十世紀のみ)								-	県2/3
・土壌改良機械								-	県3/4
・防除用機械								-	県3/4
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) (1)(2)以外の取組									
・新植								-	県2/3
・改植(全面)								-	県2/3
・改植(間植え)								-	県1/2
・高接ぎ一挙更新								-	県1/2
・かん水施設								-	県1/2
・園内道								-	県1/2
・果樹棚								-	県2/3又は1/2
・網かけ施設								-	県2/3又は1/2
・土壌改良機械								-	県2/3
・防除用機械								-	県1/2
・防風施設								-	県1/2
・パイプ棚								-	県1/2
・排水施設								-	県1/2
・防蛾灯								-	県1/2
・防霜ファン								-	県1/2
・防霜散水施設								-	県1/2
・気象モニタリングシステム								-	県1/2
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)区分(1)の欄は、必要に応じて要綱別表2の1の該当する取組を追加

負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入

2 育成促進対策

市町村名							
新植、改植(全面改植)		高接ぎ一挙更新、改植(既存樹の間植え)		事業費	負担区分		備考
面積	奨励金	面積	奨励金		県費	市町村	
a	円	a	円	円	円	円	

3 苗木供給対策

項目	事業費	費用の内容	備考
苗木・ジョイント用苗安定供給のための育苗	円		

1～3 合計

対象細事業	事業費	負担区分				備考
		県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	円	円	円	円	円	
1 生産基盤整備対策	0	0	0	0	0	
2 育成促進対策	0	0	0	-	-	
3 苗木供給対策	0					
合計	0	0	0	0	0	

4 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 事業実施箇所別一覧(別記1) (2) 位置図 (3) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (4) 現況写真(又は完成写真) ※大苗育苗を委託する場合は、不要。ただし、実績報告時に、受委託に係る契約を示す書面の写しを添付 (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、果樹棚、網掛け施設、かん水施設又は園内道の整備の場合) (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可) (7) 融資計画(別記2、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合) (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合) (9) リース契約書 ※リース事業を実施した場合、実績報告書に添付 (10) 各費用の根拠資料
2 育成促進対策	(1) 事業対象者一覧(別記3) (2) 植栽状況報告書(別記4、実績報告時に添付、生産基盤整備対策及び国事業で実施した場合は省略可)
3 苗木供給対策	(1) 各費用の根拠資料

別紙3(ジョイント栽培拡大事業)

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名									
区分	受益		施工箇所数・台数	事業費	負担区分				備考
	戸数	面積			県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	戸	a	カ所・台	円	円	円	円	円	円
(1)国事業の取組									
・新植									県・協会1/2
・改植(全面)									県・協会1/2
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)やらいや果樹園整備の取組									
・新植									県・協会2/3
・改植(全面)									県・協会2/3
・高接ぎ一挙更新									県1/6協会1/2
・かん水施設									県1/6協会1/2
・排水施設									県1/6協会1/2
・園内道									県1/6協会1/2
・果樹棚									県・協会2/3
・網かけ施設									県・協会2/3
・防除用機械								-	県2/3
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) (1)(2)以外の取組									
・新植								-	県1/2
・改植(全面)								-	県1/2
・改植(間植え)								-	県1/3
・高接ぎ一挙更新								-	県1/3
・かん水施設								-	県1/3
・園内道								-	県1/3
・果樹棚								-	県1/2又は1/3
・網かけ施設								-	県1/2又は1/3
・防除用機械								-	県1/3
・防風施設								-	県1/3
・パイプ棚								-	県1/3
・排水施設								-	県1/3
・防蛾灯								-	県1/3
・防霜ファン								-	県1/3
・防霜散水施設								-	県1/3
・気象モニタリングシステム								-	県1/3
小計	0	0	0	0	0	0	-	0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)区分(1)の欄は、必要に応じて要綱別表2の1の該当する取組を追加

負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入

2 育成促進対策

市町村名	
------	--

新植、改植(全面改植)		高接ぎ一挙更新、改植(既存樹の間植え)		事業費	負担区分		備考
面積	奨励金	面積	奨励金		県費	市町村	
a	円	a	円	円	円	円	

3 育苗委託促進対策

事業実施主体名	
---------	--

区分 (品種)	受益			施工箇所 (育苗場所)	事業費	負担区分			備考
	苗木 本数	戸数	定植面積			県費	市町村費	その他	
	本	戸	a	カ所	円	円	円	円	

4 育苗開始支援対策(試作助成金)

育苗試作			事業費	負担区分		備考
育苗業者数	本数	助成金		県費	その他	
業者	本	円	円	円	円	

5 育苗開始支援対策(予備苗確保助成金)

育苗試作			事業費	負担区分		備考
育苗業者数	本数	助成金		県費	その他	
業者	本	円	円	円	円	

6 育苗開始支援対策(施設等整備)

事業実施主体名	
---------	--

区分	受益		施工箇所数	事業費	負担区分		備考
	戸数	面積			県費	事業実施主体	
・育苗施設							県2/3
・かん水施設							県2/3
・防草シート							県2/3
計	0	0	0	0	0	0	

1~6 合計

対象細事業	事業費	負担区分					備考
		県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	その他	
1 生産基盤整備対策	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	-
2 育成促進対策	0	0	0	-	-	-	-
3 育苗委託促進対策	0	0	0	-	-	-	0
4 育苗開始支援対策(試作助成金)	0	0	-	-	-	-	0
5 育苗開始支援対策(予備苗確保助成金)	0	0	-	-	-	-	0
6 育苗開始支援対策(施設等整備)	0	0	-	-	0	-	-
合計	0	0	0	0	0	0	0

7 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 事業実施箇所別一覧(別記1) (2) 位置図 (3) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (4) 現況写真(又は完成写真) ※大苗育苗を委託する場合は、不要。ただし、実績報告時に、受委託に係る契約を示す書面の写しを添付 (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画書(実績報告書)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、果樹棚、網掛け施設、かん水施設又は園内道の整備の場合) (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可) (7) 融資計画(別記2、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合) (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合) (9) リース契約書 ※リース事業を実施した場合、実績報告書に添付 (10) 各費用の根拠資料
2 育成促進対策	(1) 事業対象者一覧(別記3) (2) 植栽状況報告書(別記4、実績報告時に添付、生産基盤整備対策及び国事業で実施した場合は省略可)
3 育苗委託促進対策	(1) 大苗育苗ほの位置図 (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記5) (3) 見積書又は受委託に係る契約を示す書面の写し(納品書、又は完了報告 (4) 大苗育苗受委託実施一覧(別記6) (5) (随意契約の場合)随意契約理由書
4 育苗開始支援対策(試作助成金)	(1) 事業対象者一覧(別記7) (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記5)
5 育苗開始支援対策(予備苗確保助成金)	(1) 事業対象者一覧(別記7) (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記5)
6 育苗開始支援対策(施設等整備)	(1) 大苗育苗ほの位置図 (2) 事業対象者一覧(別記7) (3) 大苗育苗ほの図面、設計書等 (4) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (事前着工の場合も添付のこと。自主施行の場合は資材費一覧表を添付) (5) 現況写真(又は完成写真) (6) 融資計画(別記2、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)
7 新技術等実証モデル事業	(1) 費用の根拠資料

別紙4(低コスト・体制強化事業)

事業の内容

1 事業実施主体

2 導入機械、園内道

機械名	仕様・能力等	台数	事業費	負担区分			備考
				県費	市町村費	その他	
計		台	円	円	円	円	
園内道の施工箇所	規格等	延長	事業費	負担区分			備考
				県費	市町村費	その他	
計		m	円	円	円	円	

3 受益戸数・面積等

地域名	機械作業を行う 生産者名又は組織名	受益戸数	受益面積	機械作業の内容、 果樹の品目等	備考
		戸	a		

4 添付資料

- (1) 機械のカタログ等:仕様・能力等が分かるもの、見積書、導入機械の規模決定根拠等:任意様式
- (2) 園内道の実施設計書(又は出来高設計書):任意様式
- (3) 低コスト・体制強化計画書:別記8
- (4) 機械の共同利用組織が事業実施する場合にあつては規約等:組織内容が分かるもの
- (5) 機械作業の受託者が事業実施する場合にあつては委託者の同意書:任意様式
- (6) 融資計画(事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合):別記2
- (7) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)
- (8) リース契約書 ※リース事業を実施した場合、実績報告書に添付

別紙5(果実緊急価格安定対策事業)

事業の内容

1 価格安定対策

事業実施主体名	
---------	--

ア 基金の創設

基金の名称	基金の内容	事業費	負担区分		備考
			県費	その他	
		円	円	円	



## (3) (1)(2)以外の取組

## ア 新植、改植、高接ぎ

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	苗木(穂木)本数	面積	事業費	備考
新植計 全面改植計 間植え改植計 高接ぎ計					本	a	円	

## イ 果樹棚、網かけ施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防霜対策設備

工種	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	構造・規格等	面積	事業費	備考
果樹棚計 網かけ施設計 かん水施設計 園内道計 防風施設計 パイプ棚計 排水施設計 防蛾灯計 防霜ファン計 防霜散水施設計 気象モニタリングシステム計						a	円	

## ウ 防除用機械、土壌改良機械

機械名	地域名	生産者名 又は組織名	防除・土壌改良面積	防除・土壌改良対象 品種名	仕様・能力等	台数	事業費	備考
スピードスプレーヤー計 土壌改良機械計			a			台	円	

## ※留意事項

- ・網かけ施設の整備で、棚等の骨組み部分と網部分を分けて施工する場合は、備考欄に網部分の整備予定年度を記載すること。(記載例:「網部分は○年度に整備予定」)
- ・(3)のイで果樹棚の整備をする場合は、備考欄に品種の導入方法(新植・改植(全面又は間植え)・高接ぎ)を記載すること。
- ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。
- ・生産者の事業実施主体の要件(別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)について備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。

別記2(「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業、低コスト・体制強化事業)

融資計画

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容			
	融資名 (制度・その他)	金融機関名融資を 受けようとする金額	償還年数	その他
		円	年	



別記4(「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業)

育成促進対策 植栽状況報告書

報告日: 年 月 日

植栽年度	年度	生産者名		市町村名	
果樹園所在地			品 種 名		
面 積	a	苗木(高接ぎ)本数			
見取り図	<p>※果樹園の図に本事業での導入品種や既存品種の植栽位置を○, △, □等の印で分けたもの。                  ※ジョイント仕立てに取り組む場合は、その旨がわかるように記載する。</p>				
写 真					

別記5(ジョイント栽培拡大事業)

育苗計画書(報告書)

報告日: 年 月 日

育苗年度	年度	育苗業者名		市町村名	
果樹園所在地			品 種 名		
育苗本数	本	大苗の発送先			
見取り図	<p>※育苗ほの図に本事業での育苗品種の植栽位置を○, △, □等の印で分けたもの。図の本数は省略してもよい。</p>				
写 真					

ジョイント大苗育苗受委託実施一覧

事業実施主体名: \_\_\_\_\_

1 育苗受託者

受託事業者名	大苗育成所在地	品種	育成本数 本	受託額 円	備 考
合計			0	0	

2 育苗委託者と定植場所

育苗委託者(生産者)	果樹園の所在地	品種	面積 a	樹の数 本	委託費 円	補助金 円	備 考
合計			0	0	0	0	

別記7(ジョイント栽培拡大事業)

育苗開始支援対策 事業対象者一覧

(1) 試作助成金、予備苗確保助成金

区分	地域名	育苗業者名	育苗ほ所在地	育苗品種名	育苗本数	助成金単価	事業費	備考
試作助成金 (2年生育苗業者)					本	円	円	
〃								
〃								
〃								
(1年生苗木業者)								
合計					0		0	

助成金について、2年生大苗育苗業者と1年生苗木業者の助成金単価を仕分けて記入すること。

(2) 施設等整備

区分	育苗業者名	育苗ほ所在地	育苗本数(規模)	事業費	補助金	備考
育苗施設						
計						
かん水施設						
計						
育苗資材 (防草シート等)						
計						
合計			0	0	0	

育苗施設、かん水施設、育苗資材についての育苗本数は想定する育苗本数を記載すること。



様

職 氏 名 印

年度鳥取梨生産振興事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取梨生産振興事業費補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日付第201300206510号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

以下、必要に応じて取組毎に要件を付す。

6 ジョイント仕立てを中止した場合には、補助金の一部を返還しなければならない。

7 ジョイント大苗育苗を中止した場合には、補助金の一部を返還しなければならない。

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取梨生産振興事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取梨生産振興事業費補助金について、鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 規則第18条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)   | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)  | 金 | 円 |
| 5 | 添付資料<br>(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類<br>(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)<br>(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し) |   |   |

様式第3号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法